

第30回刈谷市障害者自立支援協議会議事録

日 時 平成29年10月20日（金）午後1時30分～午後3時

場 所 刈谷市役所 5階 503会議室

委 員（敬称略）

<出席者>

愛知教育大学	都 築 繁 幸
医療法人成精会	垣 田 泰 宏
社会福祉法人 ひかりの家 （子ども部会長）	大 南 友 幸
社会福祉法人 観寿々会	堤 勝 彦
NPO法人パンドラの会	岡 部 扶美子
NPO法人くるくる	中 井 啓 介
刈谷市障害者支援センター	増 子 恵 子
刈谷市社会福祉協議会	神 谷 典 利
刈谷市身体障害者福祉協会	平 野 健 司
刈谷手をつなぐ育成会	篠 原 真由美
刈谷商工会議所	河 内 利 夫
刈谷児童相談センター	杉 本 一 正
衣浦東部保健所	杉 浦 小百合
愛知県立安城特別支援学校	都 築 正 徳
愛知県立ひいらぎ特別支援学校	加 藤 則 子（代理）
刈谷市教育委員会	田 中 仁（代理）

<欠席者>

刈谷市肢体不自由児・者父母の会	藤 井 孝
刈谷地域精神障害者家族会	長谷川 宏
刈谷地区心身障害児者を守る会	鈴 木 小 枝
刈谷公共職業安定所	中 野 みどり

（部会長）

就労支援部会長	坂 口 伊久磨
相談支援部会長	相 澤 道 子
子ども部会長	大 南 友 幸

(事務局)

福祉健康部 部長	鈴木 裕
福祉総務課 課長	小出 多恵子
〃 課長補佐	山岡 達也
〃 障害企画係長	大嶋 英亜
〃 主事	眞野 浩志
〃 主事	森下 果歩
〃 主事	鈴木 玲奈
刈谷市基幹相談支援センター	関 美智子

開会

資料の確認

- ・ 次第
- ・ 刈谷市障害者自立支援協議会委員名簿
- ・ 資料1 刈谷市障害者自立支援協議会 各部会スケジュール
- ・ 資料1-① 「就労支援部会」中間報告について
- ・ 障害者雇用セミナーチラシ
- ・ 就労移行支援事業所バスツアーチラシ
- ・ 資料1-② 「相談支援部会」中間報告について
- ・ 刈谷市障害福祉事業所マップ
- ・ 資料1-③ 「子ども部会」中間報告について
- ・ 地域移行支援事業の追跡調査の報告
- ・ 相談支援部会 部会員変更名簿

1 都築会長あいさつ

3 その他

※3 その他→2 議題(1)→2 議題(2)の順番に進行を変更

事務局 今年度の最初の協議会で、本会、3つの部会、2つの実務担当者会の三層構造で進めていくことについて、各委員から様々な意見をもらい、暫定的ではあるが、この体制でスタートしており、それについて2点ある。1点目は組織体

制についてである。相談支援部会の人数が足りないのではないかという意見があり、それについて報告がある。今年度当初より空席となっていた西三河南部西圏地域アドバイザーに安城市にある社会福祉協議会ぶなの木福社会相談支援事業所ひだまりの相談支援専門員の方が8月から就任された。これに伴って委員の追加をしたい。昨年度、地域アドバイザーの方には相談支援部会の部会員をお願いしており、他市の相談支援体制についても意見をもらっているので、次回の相談支援部会から部会員として参加してもらいたいと思っている。

2点目は地域生活部会についてである。昨年度まであった地域生活部会を今年度は設置していないが、地域生活部会において検討していた地域移行について、今後も報告してほしいという意見があった。その点については、議題2「地域移行支援事業の追跡調査の報告」により報告する。

会 長 今年度の最初の協議会本会では、こういった形で運営していくのかについて積極的に意見をもらった。今年度の進め方として相談支援部会において地域アドバイザーの方に部会員として参加してもらうこととし、実務担当者会を新しく位置づけて三層構造で動くこととし、事例検討研修会は従来通り今年も4回開催することとし、地域移行支援事業について協議会本会の中で随時報告していくこととしたということである。

事務局の方で色々と改善してもらった面もあるので、こういった形で進めていきたい。

前回の協議会本会以降、すでにこういった体制で各部会も動いている。それについて事務局から説明をお願いしたい。

2 議題

(1) 各部会の中間報告について

事 務 局 資料1により、各部会の開催状況と今後の予定について説明

ア 就労支援部会

部 会 長 資料1-①により「就労支援部会」中間報告について説明

会 長 障害者雇用セミナーの内容、時間配分はどのようにされたのか。

部 会 長 最初の刈谷病院の平野先生の講演が1時間強、就労支援機関等の報告が20分ほど、グループトークが40分ほどであった。また、セミナー終了後も、多くの方が会場内で情報交換をしていた。

会 長 参加企業の皆様に医学的な基礎知識や治療について知ってもらえると、就職を目指す障害のある方もかなり安心されると思う。

セミナーの中で基礎知識などに関する講演が半分ぐらい、そしてグループトークという実践的な部分が半分ぐらいということで理論と実践が半々ぐらいであって、参加企業にとって満足度や有益性の高いものとなったのではないかと思う。障害者差別解消法について「障害とは何か」という話になることがよくあるが、それは社会学的な定義だけではなくて、医学的なことも踏まえた上で考えるべきことである。だから企業にとっても、こういった医学的な基礎知識を理解することが、障害のある方と安心して接することに繋がっていくと思うので、今後もこういったセミナーを続けると良いと思う。

就労移行支援事業所バスツアーは今年初めての開催ということだが、3年間は続けてもらって、きちんとした成果を出して、定着していくように頑張ってもらえたらと思う。

何か部会長の方で全体的に補足説明等はあるか。

部 会 長 同じ支援機関や様々な企業の方と話をする中で、今までは精神・発達障害の方などを採用する際に手帳の等級などから能力を計っていたが、最近は本人の基本的な意識やトレーニングしたことなどからそれぞれの企業にとって良い人材かどうかを判断している。各企業にとってはそういった良い人材をどう確保するのかということが命題になるし、支援機関の立場からは、良い人材をきちんと育成していくことで、企業、社会、障害のある人のニーズに応えるという役割を担っていくべきだと思う。

また、来年に向けてそういったことを踏まえながら、就労支援部会で議論を進めていきたいと思う。

委員 商工会議所は会報等による広報の協力をさせてもらったが、直接セミナー等に関わっていないので、申し訳ないと思っている。

私も一時期、小さい会社にいた時があって、障害のある方を雇用していたが、小さい企業であればある程、どのようにそういった方と接したらよいかなど、人事担当者などは多くの悩みを持っているので、こういったセミナー等をしていただくことは大変ありがたい事である。今後とも広報的な役割などで協力していきたいと思っている。

委員 セミナー等を一生懸命やってもらっているので、今後、企業にさらに興味をもってもらうことで、参加企業数も伸びていくだろうと思う。

障害をお持ちの方はたくさんおり、少しでも働ける方は頑張ってもらえるとよいと思う。また、障害のある人を支援する方たちの教育にも目を向けてもらい、どのように配慮すれば、重度の障害がある方たちでも仕事ができるようになるのかを考えていくべきである。障害の軽い人達だけを採用していくような方法では、状況は良くなっていかないと感じている。

委員 企業の方も採用に対する強い思いがあり、我々就労支援機関も企業の求める人材、やってほしい業務や工程などを確認しながら、トレーニングメニューなどを変えていくなどして、現在の企業のニーズに伝えていかないといけないと思う。企業が雇いたい方について、それに適するような人材を育てられるように支援機関でトレーニングメニューを考えながらやっていく必要があると考えている。従来通りの作業を行うだけではなくて、そういったことを考えて利用者の支援をしていきたい。

委員 今年もセミナーはすごく盛況であった。自分の学区内の自立支援協議会の中で、こういうセミナーの形式をとっているのは、刈谷、西尾、碧南である。雇用希望のある会社が刈谷は多く、他の市は刈谷に比べると少ないため、セミナ

一がなかなか盛り上がらないという話もある。

最近は雇用率算定に含まれることになった精神障害に焦点が当たっており、それは当然のことだと思う。

しかし、重度の障害がある方についても考えるべきである。特別支援学校の中でも最近、重度の子どもが就職するようになってきている。学校の生徒がだんだん重度化しており、その中で20人ぐらいの子どもが就職している。今年、就職した子どもの中で重度判定がされなかった子どもは3人しかいなくて、他の子どもは全員重度判定を取っている。そういった重度の子どもでも働けるようにどういった支援をしているかという、我々が企業に出向いて、やれそうな仕事を切り出すという作業をすることが多い。精神・発達障害のある人の雇用の仕方や重度の障害のある人をどうすれば雇えるのかという課題について考えていくべきだと思う。障害の軽い人をどんどん採用していくと、重度の人達が残されてしまう。そういった人達をどうすれば企業の戦力として雇えるかということも考えていかなければいけないと思う。

会 長 バスツアーは第1回目ということだが、広報チラシは学校に掲示したか。

委 員 学校の事務室前に10枚程度掲示し、他にも企業の担当者に直接配布した。

会 長 先ほども、今後の広報についても協力してもらえるとということであったが、広報をしっかりとっていくことが大事なことだと思う。それによって企業の人事担当者に興味を持ってもらえる。広報の方法についても部会の方で工夫してほしいと思う。

続いて相談支援部会中間報告について、相澤部会長よりお願いしたい。

イ 相談支援部会

部 会 長 資料1-②により「相談支援部会」中間報告について説明

会 長 刈谷市障害福祉事業所マップの反響はどうか。

部 会 長 まだ現状では反響はない。今まではパソコンで検索した地図を印刷して位置関係などを利用者に説明をしていたが、それに比べてこれはすごく分かりやすいと思う。市役所での活用方法や反響はどうか。

事 務 局 市役所ではホームページに掲載して、事業所が増えれば更新していく形になる。まだホームページに掲載したばかりということもあり、市の方には今のところ反響はない。

会 長 マップ裏面の事業所の一覧はサービスの内容で色分けされているので、とても分かりやすい。費用がかからないのであれば、表面のマップ上の番号も裏の一覧の色に合わせて色付けしてもらえると視覚的に分かりやすい。このマップを見ると事業所の配置は北部から南部まである程度はバランスが取れた形になっている。

 サービス等利用計画作成数が多く、相談員が不足しているということについては、相談件数を計上して、月例件数等のデータを蓄積しているようなので、それを示せば相談員不足という事情などの理解を得られやすいと思う。なので、そういった資料を今後も蓄積されると良いと思う。

委 員 相談支援体制の整備について、新規の相談支援事業所を設置するという方法があり、そういった働きかけもしていきたいが、一方で既存の相談支援事業所の相談支援専門員の数が足りないという課題もある。事業所ごとに相談支援専門員の数はばらつきがあり、1人や2人の相談支援専門員で対応している事業所もあり、そういったところの相談支援専門員が病気をしたり怪我をして、長期の休みになると途端に困ってしまう。

 なので、各事業所に相談支援専門員が3名以上いる体制が整うと、事業所間でもケースの検討がしやすくなるし、いざという時に助け合うこともできる。少数の相談支援専門員が熱意を持って頑張っている、いろいろなことに振り回されて一人一人の相談支援専門員が疲弊してしまう。相談支援部会でも言ってきたが、一つ一つの事業所に必要人数を十分確保することが必要ではないかと思う。

会 長 そういったことを11月2日の次回の相談支援部会でよく検討し、建設的な方向にまとめてほしい。

委 員 事業所マップは障害者福祉ガイドと合わせて活用するということだろう。紙ベースのものを相談支援事業所で配布して、市役所のホームページでも公開するという事なので、若い世代から年配の方まで利用してもらえと思う。

相談支援体制については、相談件数が多く、相談内容が難しいケースもあり、案件の全てに必要な力を注げていないと聞いているので、もう少し相談支援専門員の勤務体制に余裕があるようになるとよいと思う。観寿々会でも相談支援事業所をやっているが、何年も同じ人が相談業務をやっていると精神的にきついで、途中で他の業務と交代しながらやれるようにしてほしいという話も出ている。費用の面などの難しい点もあるだろうが、そういった検討をすることで相談支援体制がより良いものになると思う。

委 員 刈谷児童相談センターでは、虐待相談が増えていて、児童福祉関係の相談員が10人以上はいるが、それでも全然追いつかない。職員数の問題は重要であり、大事なことは職員が精神的なストレスなどで体調を崩さないことであるため、交代で相談業務を進めながら疲労をためすぎないことを考える必要がある。相談員が事業所に1人や2人しかいないというのは、かなり無理が出てくると思う。

委 員 今までの話を聞いて、相談支援事業所の方々の苦勞が、ひしひしと感じられる。

育成会には、昨今、若いお母さんたちが少ないので、障害児の事業所の情報が分からない状態だった。事業所マップはとても分かりやすいので、育成会の中でも広めていきたい。

相談支援事業所のみなさんの苦勞も育成会の中できちんとお伝えしたいと深く感じた。

委 員 相談支援部会で数年来、事業所マップを作ろうと検討してきたので、こうい

った形で出来て良かったと思う。マップを見ると、事業所が刈谷駅の周辺に多く、北部に少ない。交通の便が整っていないということもあり、北部の人がサービスを利用しようとするのが困難な状況があるということがマップを見ると分かる。そういった今後の課題もあるが、このマップはとても有効に活用していけると思う。

相談支援体制の件だが、障害者支援センターの中にも相談支援事業所があって他の相談支援事業所と比較をすると相談支援専門員がたくさんいると思われているかもしれないが、実際に相談対応する職員の様子を見ると、余裕はない状態である。相談支援には基本的な生活相談、福祉サービスの利用に必要なサービス等利用計画を作るための相談、計画作成後から一定期間経過後のモニタリングのための相談がある。地域生活を送る上で重要である基本的な生活相談を大事にしていきたいと思っている。しかし、現状はサービス等利用計画の作成やモニタリングをすることに追われている。他の相談支援事業所も状況は同じではないかと思う。

また、最近サービスを利用し始めるときにサービス等利用計画についてはモニタリングによる見直しが必要であるということが、しっかり利用者に伝わっていないと思うことがある。相談支援事業所からモニタリングが必要な人に対して一人ずつ電話をかけてモニタリング日程を決めるのだが、サービス等利用計画を最初に作る時にモニタリングについて説明しているはずであるにも関わらず、電話した際にモニタリングが必要とは聞いていないと言われることがあり、その都度説明している。モニタリングは、サービスを利用し始めた頃は3か月に1回程度、その後は1年に1回程度行っており、1年ぶりにモニタリングをする方にそういったことを言われることが多い。サービス等利用計画はモニタリングによる見直しが必要であることをしっかり周知できると、スムーズになると思う。

また、初任者研修を受けたらサービス等利用計画を作成出来るようになると良いと思う。現任研修を受けないと相談支援専門員になれず、相談支援専門員でないとサービス等利用計画作成もモニタリングもできない。そういった国の制度が変わり、初任者研修を受ければ、サービス等利用計画の作成等ができるようになれば、もう少し相談支援専門員が楽になるという印象を持っている。

- 委員 初任者研修を受けて、実務経験の要件を満たしていれば相談支援専門員としてサービス等利用計画作成などができるはずである。
- 委員 5年の実務経験があつて、初任者研修を受ければ相談支援専門員になれるということか。それであればよいので、確認しておく。
- 会長 2点の指摘があつたので、相談支援部会で検討してほしいと思う。
- 委員 刈谷児童相談センターでよく直面する問題として、親が障害を抱えながら子育てしており、能力に課題があつて家事や養育が満足にはできない場合に障害があるという理由で児童相談センターに対応してほしいと要請されることがある。しかし、当然それだけの理由で子どもを保護することはできないし、そんなことをしたら障害者差別解消法違反と言われるかもしれない。障害を持って子育てをしている親もたくさんいるし、障害のあることだけを理由に児童相談センターが指導等をするのは、今の時代では通用しないと思う。障害があつて家事や養育が満足に出来ないということなら、私たちが指導するというのではなく、支援が必要なのだと思う。障害のために努力してもできないことがあるとしたら、そこを支援という形で補っていく事が重要だと思うので、支援をとばして児童相談センターが指導するというのは適切ではないと思う。
- 会長 各部会で障害者差別解消法について、特段に意見がないという報告であつたが、児童相談センターの事例もよい例であつたので、そういった情報を共有出来るとよいと思う。障害者差別解消法ができたからといって、障害のある人はどんなことでもやってもらえるというわけではないということも具体例を出して説明すると分かりやすいと思う。
- 事業所マップの活用について良いアイデアはあるか。
- 委員 事業所マップは大変良いものが出来たと思うので、活用したいと思う。社会福祉協議会も様々な施設があるので、関係機関等に周知するなど、より良い活用方法を考えていきたい。

会 長 こういったよい物を作っても利用者が知らないという意味がない。ぜひ確実にサービスを受ける側にも情報が届く方法を考えてほしい。

では、続きまして、子ども部会の中間報告を部会長の大南委員からお願いいたします。

ウ 子ども部会

委 員 資料1-③により「子ども部会」中間報告について説明

委 員 福祉と教育の連携体制については、多くの家庭では保護者を介して情報共有していけば良いと思うが、一部の家庭については、保護者を介してということが難しいこともある。

先ほど相談支援部会の中間報告でも話があったように福祉事業所側も相談支援専門員が多くの子どもを抱えているようなので、人員を充実させることができるとういと思う。

来年度刈谷市の子どもは刈谷市立特別支援学校の方に行く場合もあると思うので、刈谷市立特別支援学校の方の教育支援計画はひいらぎ特別支援学校とは違ったものになるかと思うので、今後、子ども部会でその紹介もしてもらえるとよいと思う。

委 員 学校の教育支援計画を保護者を介して他機関へ渡すということだが、現実問題はなかなか難しい。特別支援学級の子どもの教育支援計画については、他機関へ渡すことについて保護者の同意を得ることが出来ているが、通常学級にいる発達障害を持つ子どもの親の同意はあまり得られていないのが現状である。教育支援計画は、保護者が持っているべきものであり、内容を各機関が共有することに同意してもらえるよう小中学校としても努力していかなければいけないと感じている。

会 長 子育て発達に関するいろんなセミナーを随所でやっているが、刈谷市ならではの子育て発達支援セミナーという意味では、刈谷市の地域の社会資源の中で

支えられた経験を話してもらおうと地域性が出てくるし、地域の支援体制の充実が目下のテーマであるから、刈谷市の良さをアピールできると思う。今後の部会でそういった点を検討してほしい。

委員 教育支援計画の件だが、昨年度も子ども部会において各機関で共有しようと話し合ったので、昨年度末から色々なところで保護者に福祉事業所等へ持って行くようお願いしてきた。

学校から保護者を介して事業所に渡してもらおうわけだが、利用される事業所の方でも持ってくるようお願いしてほしいと思う。学校でいくら伝えても、事業所へ持って行かない保護者もいるので、持ってこないと事業所を利用できないくらい言ってもらえるとよいと思う。

委員 育成会に所属している親の中では、教育支援計画について、一生懸命に作ってもその後どのように使えばよいか分からないという声が多い。医療機関や事業所の方でも持ってくるようお願いしてもらえるとスムーズにいくと思う。

支援計画を通所支援事業所でも作り、相談支援事業所でも作っているため、保護者は同じ事をあちこちで話しているように感じる。それがストレス解消に繋がっている親も多々いると思うが、大変な時なのに、スムーズでないという印象がすごくあるので、保護者と共にうまく連携して情報共有できるようなシステムを作ってほしいと感じる。

委員 セミナーの先輩の保護者の方からの講演について、障害のある子どもに健常である兄弟がいる場合の兄弟との関わり方についてまで、話を膨らませた内容にすると、そういった立場の方も参考になると思うので、さらに良いと思う。

会長 とても大事な視点である。是非、部会の方でも検討してほしい。

引き続き、今後の予定に従って、各部会で協議を進めてほしい。今日出た様々な意見についても各部会で取り上げて、議論を深めてほしい。

続いて地域移行支援事業の追跡調査について相澤部会長から報告してほしい。

(2) 地域移行支援事業の追跡調査の報告

部 会 長 資料2により「相談支援部会」中間報告について説明

会 長 地域移行支援に関しては、相談支援事業所「こころ悠々」において相談支援を行う中で、情報収集や病院との連携をしているということで、「こころ悠々」の管理者である相澤部会長より説明してもらった。

前回の協議会で、地域移行支援については、情報共有のために協議会で報告をして欲しいと意見があったので、こういった報告をしてもらった。これについて何か意見はあるか。

委 員 今回報告してもらったケースは成精会の中での事例検討でも議題に上がったが、地域移行支援を利用出来て、良かったと思う。おそらく地域移行支援がなければ、退院を目指すような状況にならなかったと思う。本人は一貫して退院したいという希望がある方で、その希望に沿って地域移行支援を利用できた。残念ながら地域移行支援を利用中には退院には至らなかったが、現在もグループホームへの移行に向けて経過を確認しているとのことである。退院に向けて一歩前進しているので、本人にとってはすごく良かったと思う。

また、近隣の病院との連携が出来ると、ワーカーが地域移行の可能性を考えられるタイミングで、相談支援事業所へ相談するようになると思う。そういった形で新たな地域移行支援の対象者が出てくると思うし、現段階では地域移行支援の利用は少ないが、潜在的には対象者が多いと思うので、継続して推進してほしい。新たに長期入院の方を出さないということが一番大事なことであり、相談支援事業所と病院が繋がりを持つことで、退院に向けて相談支援事業所の利用をできるということが各精神科病院の中で浸透してきたのであれば、よい成果といえるだろう。

委 員 差別解消法に関する事で一つ報告させて欲しい。8月の下旬に人口呼吸器を装着しているため、日常的に呼吸器の音を発している子どもが、夢と学びの科学体験館のプラネタリウムを利用した際に、退場してほしいと職員に言われ

たとのことである。夏休み活動の一環として事業所が連れて行ったようである。親や本人の心情として、呼吸器の音を理由にして退場というのは、なかなか受け止めにくい話だということで私に連絡があった。差別解消法に関するかどうかは分からないが、報告させてもらいたいと思った。詳細については、また相談支援部会で報告する。

会 長 その件について事務局は把握しているか。

事 務 局 所管課である子育て推進課から確認しており、退場させたわけではなくて、プラネタリウムが見える別室に移動を促したということである。

委 員 別室への移動を促されたということだが、本人は首が動かさない重い症状の子どもで、別室では、角度的に見ることができないということであった。

会 長 業務委託している場合等に受託先が差別解消法の知識を知らずに従来の規制の枠で処理してしまうと、委託者等の責任も問われると思う。差別解消法によりやってはいけない事例のサンプルが挙がっているため、刈谷市の施設においてもそういったものを確認しながら適切に対応してもらおうとよい。

今回の件も事実を確認しながら、適切に対応して欲しいと思う。

では、最後に鈴木部長、一言あいさつをお願いしたい。

部 長 あいさつ

会 長 では、最後に事務局の方で何かあるか。

事 務 局 次回の自立支援協議会については、3月19日(月)の13時半から開催予定である。また、後日、開催通知を送付する。

会 長 以上を持って、第30回自立支援協議会を閉会する。